

出席停止の手続きについて

学校保健安全法に定める感染症にかかった場合、まん延を防ぐことを目的に「出席停止」の取り扱いをします。登校再開時に、本校所定の様式で手続きをとってください。「休むよう指示された期間」の途中に登校したり、自分の都合で期間を縮めたりすることのないように、医師からの指示を厳守してください。

<出席停止の対象となる感染症>

インフルエンザ、百日咳・麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風しん、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

1. 出席停止に該当する診断を受けたら学校へ連絡をしてください。

朱雀高校 TEL 075-841-0127(平日 8:30~17:00)

2. 登校再開時にSHR前に職員室へ行き、「感染症等に関する出席停止届」を受け取って手続きをしてください。(事前に入手することもできます。→「書類の入手方法」参照)

3. 感染症によって、手続きに必要な書類および出席停止期間が異なります。下表で確認してください。

	手続きに必要な書類 および 出席停止期間
インフルエンザ	①「感染症等に関する出席停止届」 ②医療機関を受診して、 <u>インフルエンザであったことが証明できる書類</u> 〈例〉処方薬の説明書、検査結果報告書等のコピー(診断書は不要です) ※ただし、 <u>氏名・薬名・医療機関名や薬局名・受診日</u> が書かれているもの ●出席停止期間: <u>発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで</u>
新型コロナウイルス感染症	○「感染症等に関する出席停止届」 ●出席停止期間: <u>発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで</u> ※感染の疑いが強い状況で症状がある場合や、感染者が急増する等のリスクが高まっている場合は、特別に出席停止として取り扱うことがあります。
その他の感染症	①「感染症等に関する出席停止届」 ②「その他の学校感染症治癒証明書(インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外)」 ※ <u>医療機関にて記入されたもの</u> ●出席停止期間: 医療機関で休むよう指示された期間

書類の入手方法

「感染症等に関する出席停止届」「その他の学校感染症治癒証明書(インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外)」は、次の方法で入手できます。

- ①朱雀高校全日制 HP からダウンロードして A4 サイズで印刷する。
- ②入学時に配付した「高校生活の手引き」に入っている様式をコピーする。
- ③担任に郵送を依頼する。

(令和6年3月改訂)